

## I 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営

### 3. 外部監査対象期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日

ただし、必要に応じて過年度分及び平成 22 年度分についても監査対象とした。

### 4. 外部監査の実施期間

平成 22 年 4 月 15 日から平成 23 年 3 月 10 日

### 5. 監査対象部署

長野県総務部行政改革課、企画部生活文化課、健康福祉部地域福祉課、障害者支援課、商工労働部労働雇用課、人材育成課、建設部都市計画課、教育委員会事務局スポーツ課、文化財・生涯学習課及び（財）長野県文化振興事業団

### 6. 事件を選定した理由

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図る目的で導入されたものである。

長野県が設置する公の施設への指定管理者制度の導入状況は、平成 22 年 4 月において、公営住宅を除いた対象となる施設 69 施設のうち 34 施設である。

指定管理者制度の目的を達成するために、指定管理者の指定の手続き、管理運営業務の内容、指定管理料の適正性、モニタリングの状況などを検証し、従前の管理委託制度と比較してどれだけ効果があったのかを検討する必要があると考える。

また、公の施設全体の今後の活用方法や将来像をどうするかということを踏まえて、公の施設のうちどの範囲までを指定管理の対象とし、それ以外は

直営とするのかというような点についても検討を行うことが必要である。

更に、指定管理者制度の導入は、行政改革を背景にしているが、すでに民営化、民間委託、市場化テスト等の手法が存在していることから、最適な手法として選択されているのか、また、民間事業者によるサービス提供が地域全体の行政施策との連携を希薄にしていないかなど、広い意味で行政の役割の変化をどう考えるかという問題意識をもちながら、上記の検討を行うことが県民福祉の向上にとって有用であると考える。

## 7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鵜川正樹
同補助者	公認会計士	宮本和之一
同補助者	公認会計士	青山伸哲
同補助者	公認会計士	木下哲
同補助者	公認会計士	阿部かおり
同補助者	公認会計士	作本遠
同補助者	公認会計士	浅野亮太郎
同補助者	公認会計士	藤代孝久
同補助者	公認会計士協会準会員	豊島成彦

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 9. 外部監査の視点・方法等

指定管理者制度の所管課（行政改革課）へのヒアリング、各施設所管課への調査、ヒアリング、現地調査の実施等を通じて、次の視点から監査を実施する（詳細は「III. 包括外部監査の視点と方法」を参照のこと）。

### (1) 指定管理者制度を導入した施設について

#### 【監査の視点 1】「指定管理者制度の導入と施設のあり方」

公の施設としての必要性の検討、指定管理者制度を導入した合理性、制度の改善への取組等

#### 【監査の視点 2】「指定管理者の選定手続と協定書等の内容」

公募手続、選定委員会の構成、選定基準の内容、選定手続、指定管理料の算定、設置条例、協定書の内容等

【監査の視点3】「指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング」  
　収入支出の内容等、施設の収支状況、効率的運営とサービスの向上への取組、県のモニタリングの状況等

(2)直営施設について

【監査の視点1】「直営であることの妥当性」  
　「公の施設」としてのあり方や施設の必要性、県と市町村との役割、直営の合理性等

【監査の視点2】「サービス向上と経費削減への努力」  
　施設の管理運営の状況、サービスの向上と効率的な運営への取組、目標設定と評価等

(3)関連する外郭団体について

財団法人長野県文化振興事業団に関して、指定管理者となる前後からの経営改革は進捗しているか。

## II 外部監査対象の概要

### 1. 指定管理者制度の概要

#### (1) 指定管理者制度とは何か

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が施行され、公の施設<sup>1</sup>の管理について、適正かつ効率的な運営を図ることを目的に指定管理者制度が創設された。

（従来） 管理委託制度

**(改正前) 地方自治法 第244条の2 第3項**

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

**(改正前) 地方自治法施行令 第173条の3（公の施設の管理受託者）**

地方自治法第244条の2第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している法人
- 2 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの

指定管理者制度



**(改正後) 地方自治法 第244条の2 第3項**

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

公の施設の管理運営については、従来は地方自治体が直営で行うか外部に管理を委ねていた。ただし、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受

<sup>1</sup> 公の施設とは、住民福祉の増進を目的として住民の利用に供するため、地方自治体が設ける施設である。公園、文化会館、スポーツ施設等が該当する。

託主体の公共性に着目して公共的団体や地方自治体が出資する法人などの公的主体に限定されていた（これを「管理委託制度」という。）。指定管理者制度の創設により委託先の制限が排除され、公的主体に限らず民間事業者等も公の施設の管理を地方自治体に代わって行わせることができたこととなった。

#### ＜制度の比較＞

区分	新（指定管理者制度）	旧（管理委託制度）
管理運営主体	法人その他の団体であって、議会の議決を経て当該普通地方自治体が指定するもの（対象には民間事業者等が幅広く含まれる。）	普通地方自治体が2分の1以上出資している法人 ・公共団体 ・公共的団体 (条例で規定)
指定・契約等	県が指定管理者に管理権限を委任 ・指定は行政処分（協定の締結） ・使用許可も含めて管理が可能	県が受託者へ管理委託 ・県と管理受託者との委託契約 ・使用許可など行政処分を委託することは不可
指定（委託）期間	期間を定めて指定	規定なし
利用料金（使用料）	利用料金は指定管理者の収入	使用料は県の収入（注）

（注）管理委託制度時も管理受託者の収入となる利用料金制の採用は可能であったが、長野県の公の施設においては使用料として徴収し県の収入としていた。

#### （2）指定管理者制度の導入時期

指定管理者制度は、平成15年3月に「指定管理者制度」導入の方針が閣議決定され、同年6月に公の施設の管理の委託に関する制度を内容とした改正法が公布、9月に施行された。これにより、指定管理者制度が正式に導入されることになったが、既に管理委託を行っている「公の施設」については経過措置があり、施行の日から3年を経過する日、つまり平成18年9月までは従来の管理委託制度を存続させることができた。

#### 経過措置の内容

##### 地方自治法附則（平成15年法律第81号）抄（経過措置） 第2条

この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

### (3) 指定管理者制度が導入された意義

指定管理者制度が導入されることによって、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、様々な住民の要望に応えながら、サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることができる。

長野県が作成した「指定管理者制度の概要」によると、指定管理者制度の導入により以下のようなメリットが期待されるとしている。

- ① 利用者のニーズに柔軟な発想で対応することで、より質の高いサービスの提供が期待される。（例：利用者のニーズに合わせた利用時間の延長や休館日の変更等）
- ② 特色のある事業を自主的に企画し実施することで、施設の魅力がアップし、利用の促進が図られる。
- ③ 民間事業者のノウハウを活用し効率的な施設運営を行うことで、管理運営経費の縮減が期待される。

### (4) 制度に対する長野県の考え方

県では、このような指定管理者制度のメリットを踏まえた上で、県が設置している公の施設について、最初に廃止や譲渡なども含め施設そのものあり方を検討し、引き続きこれらの施設の設置目的、管理・利用状況、管理運営の専門性、受皿となる団体の成熟度などを考慮し、指定管理者制度の導入や県直営による管理など最適な管理形態を検討したとしている。その結果、平成18年4月までに30の施設について指定管理者制度が導入された。その後、県営住宅において指定管理者制度から公営住宅法の規定に基づく管理代行制度へ移行されるなどによって、平成22年4月時点では34の施設において指定管理者制度が導入されている。

指定管理者制度を導入するかしないかについての長野県の考え方としては、「指定管理者制度に関するガイドライン」（平成20年2月長野県総務部行政改革課）において、以下の観点から導入の適否を検討している。

- |   |
|---|
| ① 施設が提供するサービスの内容や施設の規模等といった観点から民間事業者等の運営の可能性があるか。 |
| ② 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上が図られるか。            |
| ③ 効率的な運営などにより経費の削減が図られるか。                         |
| ④ 同様・類似のサービスを供する民間事業者等があるか。                       |
| ⑤ 利用料金制（注）による運営が可能な施設であるか。                        |

（注）指定管理者制度における利用料金制とは、「公の施設」の利用料（利用料金）は、当該指定管理者の収入として収受させることができ、そして、当該利用料金は公益上必要があると認める場合を除いて、条例の定めるところにより、指定管理者が定めることができる制度である。

また、今後については、平成19年3月に作成した「長野県行財政改革プラン」によると、「民間等との協働の観点から他の手法も併せて検討する中で、例えば、指定管理者制度を新たに教育機関等へ導入することの検討や、現在、長野、松本地区に限って導入している県営住宅について対象拡大の検討などを行い（前述したとおり県営住宅については管理代行制度へ移行）、可能な施設等については隨時導入」していくこととしている。なお、「長野県行財政改革プラン」は、平成23年度までが推進期間となっている。

## 2. 長野県における指定管理者制度の導入状況

### (1) 導入施設一覧

平成22年4月時点における県の公の施設への指定管理者制度の導入状況は次のとおりとなっている。

表1 長野県の公の施設への指定管理者制度の導入状況

No.	施設名	所在地	所管課	指定管理者名	指定期間	選定方法
1	男女共同参画センター	岡谷市	企画部 人権・男女 共同参画課	(株)東急コミュニケーションズ	3年 (※1)	公募
2	飯田創造館	飯田市		(財)長野県文化振興事業団	3年 (※1)	公募
3	佐久創造館	佐久市		(株)アド・サービス・ソリューション		
4	県民文化会館	長野市		(財)長野県文化振興事業団	5年 (※3)	公募
5	伊那文化会館	伊那市		(財)長野県文化振興事業団	5年 (※3)	非公募
6	松本文化会館	松本市		(財)長野県文化振興事業団		
7	信濃美術館	長野市		(財)長野県文化振興事業団		
8	社会福祉総合センター	長野市	健康福祉部 地域福祉課	ピジニアカグループ	3年 (※1)	公募
9	西駒郷	駒ヶ根市		(社福)長野県社会福祉事業団	5年 (※3)	非公募
10	障害者福祉センター	長野市		(社福)長野県聴覚障害者協会	5年 (※3)	公募
11	聴覚障害者情報センター	長野市				
12	佐久勤労者福祉センター	佐久市		佐久市		
13	飯田勤労者福祉センター	飯田市		飯田市		
14	松本勤労者福祉センター	松本市		松本市		
15	伊那勤労者福祉センター	伊那市		伊那市		
16	中野勤労者福祉センター	中野市		中野市		
17	木曽勤労者福祉センター	上松町		上松町		
18	戸倉野外趣味活動センター	千曲市		千曲市		
19	県営総合射撃場	辰野町	林務部 森林づくり推進課 野生鳥獣対策室	(社)長野県獣友会	3年 (※1)	公募

No.	施設名	所在地	所管課	指定管理者名	指定期間	選定方法
20	駒場公園	佐久市	建設部 都市計画課	佐久市	3年 (※1)	非公募
21	飯田運動公園	飯田市		飯田市		
22	風越公園	飯田市		飯田市		
23	若里公園	長野市		(社)長野沙龙人材センター		
24	南信州広域公園	壳木村		(株)うるぎホーリ		
25	松本平広域公園	松本市 塩尻市		TOYBOX	5年 (※3)	公募
26	烏川渓谷緑地	安曇野市		(財)公園緑地 管理財団	3年 (※2)	
27	長野運動公園野球場	長野市	教育委員会事務局 スポーツ課	長野市	3年 (※1)	非公募
28	伊那運動公園野球場	伊那市		伊那市		
29	県営上田野球場	上田市		上田市		
30	白馬ジャパン競技場	白馬村		白馬村		
31	松川青年の家	松川町	教育委員会事務局 文化財・生涯学習課	松川町	3年 (※2)	非公募
32	須坂青年の家	須坂市		(株)ワードサービスシステム		公募
33	望月少年自然の家	佐久市		信州リゾート サービス(株)		公募
34	阿南少年自然の家	阿南町		阿南町		非公募

(※1) 平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

(※2) 平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

(※3) 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

■は、監査の対象とした施設。

平成 22 年 4 月 1 日時点の公の施設数が 227 あるが、上表のとおり、そのうち 34 の施設 (15%) に指定管理者制度が導入されている。なお、公営住宅を除く公の施設は 69 なので、そのうち 49% に指定管理者制度が導入されていることになる。

## (2)長野県の導入施設の特徴

指定管理者制度が導入された公の施設を類型別に分類すると次のとおりとなっている。施設区分別では、文教施設が 16 と最も多く、続いてレクリエーション・スポーツ施設の 13 となっている。また、基盤施設の導入はゼロとなっている。

表 2 施設区分別の導入状況

	レクリエーション・ スポーツ施設	産業振興 施設	基盤施設	文教施設	医療社会 福祉施設	合計
施設数	13	1	0	16	4	34

また、長野県における指定管理者制度の特徴としては、地方自治体が指定管理者となっている場合が多いことと、非公募によって指定管理者が選定されている場合が多いことがあげられる。

指定管理者が地方自治体かそれ以外かで分類すると、下表のとおり、長野県では、地元の市町村を指定管理者にしている事例が 34 施設中 16 施設あることがわかる。

表 3 指定管理者の分類(地方自治体、その他)

	市町村	その他	合計
施設数	16	18	34

次に、非公募と公募で分類すると次のとおりであるが、34 の施設のうち過半数の 18 施設が非公募となっていることがわかる。なお、地方自治体が指定管理者となっている場合には、全て非公募によって選定されており、他の 2 施設（信濃美術館、西郷郷）も加え 18 施設が非公募となっている。

表 4 指定管理者の選定方法(非公募、公募)

	非公募	公募	合計
施設数	18	16	34

なお、地方自治体が指定管理者となっている場合が多いこと及び非公募によって指定管理者が選定されている場合が多いといった特徴に対する監査意見については後述する。

### (3)他の都道府県との比較

他の都道府県における公の施設への指定管理者制度の導入状況については、総務省が平成 21 年 4 月 1 日時点の調査結果として公表している。以下において、総務省が公表している都道府県のデータ（平成 21 年 4 月 1 日時点）と長野県の実績（平成 22 年 4 月 1 日時点）を比較することとする。

まず、公の施設に対する指定管理者制度の導入率を長野県と都道府県全体で比較する。

長野県における導入率は 15% であり、都道府県全体の導入率 58.7% と比較するとかなり低いことがわかる。ただし、長野県の場合、公の施設には直営又は管理代行制度が導入されている 158 の県営住宅が含まれている。これら県営住宅を除くと、導入率は 49.3% となり、都道府県全体の導入率 49.8% に近い数値となる。

表5 指定管理者制度導入数(導入割合)の比較

	長野県			都道府県全体		
	公の施設数	導入数	導入率	公の施設数	導入数	導入率
公の施設全体	227	34	15.0%	11,724	6,882	58.7%
公営住宅を除外	69	34	49.3%	4,700	2,340	49.8%

(資料：都道府県全体の数値は、総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)より)

次に、公の施設の区分ごとの導入率を比較すると次の表のとおりとなる。県における施設の区分ごとの導入割合をみると、レクリエーション・スポーツ施設と産業振興施設の導入率は100%であるが、基盤施設は0%となっている。また、文教施設は53%と全国平均に近いが、医療・社会福祉施設は22%と全国平均より低いという傾向がみられる。

表6 区分ごとの導入数(導入割合)の比較

	長野県			都道府県全体		
	公の施設数	導入数	導入率	公の施設数	導入数	導入率
レクリエーション・スポーツ施設	13	13	100%	561	504	89.8%
産業振興施設	1	1	100%	422	172	40.8%
基盤施設	165	0	0%	8,926	5,321	59.6%
文教施設	30	16	53.3%	966	492	50.9%
医療・社会福祉施設	18	4	22.2%	849	393	46.3%
全体	227	34	15.0%	11,724	6,882	58.7%

※基盤施設165施設の内158施設は県営住宅である。その他は松本空港、流域下水道(3施設)及び水道管理事務所(3施設)となっている。

(資料：都道府県全体の数値は、総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」(平成21年10月)より)

最後に、従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数を比較する。

県では、平成22年度において、指定管理者制度導入施設数が34あるが(うち平成21年度更新施設数は29)、そのうち従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数は26(76.5%)であり、そのうち非公募の施設数が16(47.1%)である。都道府県全体と比較すると、従前の管理者の比率はやや低いが、非公募の比率がやや高いという傾向がみられる。

表7 従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数

	長野県		都道府県全体	
	公の施設数	構成比率	公の施設数	構成比率
従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設数 (A) (A/C %)	26	76.5%	5,515	80.1%
うち公募の方法によることなく選定 (B) (B/C %)	16	47.1%	2,769	40.2%
指定管理者制度導入施設 (C)	34	100.0%	6,882	100.0%

(資料：都道府県全体の数値は、総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」（平成21年10月）より）

### 3. 長野県行財政改革プランの中での位置付け

県における指定管理者制度の導入は、「長野県行財政改革プラン」（平成19年3月）における「民間等との協働の推進」が基本となっている。

「長野県行財政改革プラン」の中で、民間等との協働の推進として、「民間等で行うことが可能な業務は原則として民間等で行うこととし、民間等の活力を引き出し、その力やノウハウを生かしていくことを基本に置きます。」としている。具体的には、次の4項目があげられている。

- ① アウトソーシング（民間委託等）の推進
- ② 指定管理者制度の導入施設、機関等の拡大
- ③ 市場化テスト導入の検討
- ④ 地方独立行政法人化の検討

「民間委託等の推進に関する取組方針」（平成20年9月行政改革課）によれば、業務の必要性の検討を行った後、下記の視点から民間委託等を実施するかどうかを検討するとしている。

- ① サービスの質の向上が図られる。
- ② 県で直接実施するよりも、コスト削減が図られる（行政運営の簡素化、効率化が図られる）。
- ③ 民間の受注機会の確保につながる。
- ④ 高度な専門知識や技術が必要で、県で人材の確保が困難である。
- ⑤ 同種の業務が既に委託化されている。

県が調査した「民間委託等が検討可能な業務」として、具体的に想定される例には次のものがある。

業務の分類		具体的な業務の例示
1	情報処理・内部事務管理業務	内部事務システム更新、手当・旅費の審査など
2	設計・測量等業務	設計、測量、各種検査など
3	定型的業務	電算入力、受付・案内、各種統計・調査など
4	施設・設備等の管理・運営業務	福祉施設等の管理運営、学校図書館の管理運営、県営林の管理、道路パトロール、道路維持補修、農場・家畜等の管理、公用車の運転、庁舎の監視及び警備、電話交換及び通信機器保守、庁舎・学校の維持管理、給食調理など
5	その他の業務	ヘリコプターの運行・整備、職員等の研修に係る実施事務、各種イベント・研修会・講習会の実施など

今回の監査において、指定管理者制度の導入方針について行政改革課にヒアリングをしたところでは、指定管理者制度の導入は行財政改革の手段の一つであり、直営施設であっても、定員(人員)の削減あるいは経費の削減などによりコスト削減が図られ、サービスの質の向上が図られているものであれば、必ずしも指定管理者制度の導入そのものを目的とするものではないということであった。

#### 4. 長野県における指定管理者制度の運用体制

##### (1) 指定管理者制度の設計・運用

県においては総務部行政改革課が、指定管理者制度の設計・運用の所管課となっている。行政改革課において、「指定管理者制度に関するガイドライン」（平成20年2月）を策定している。

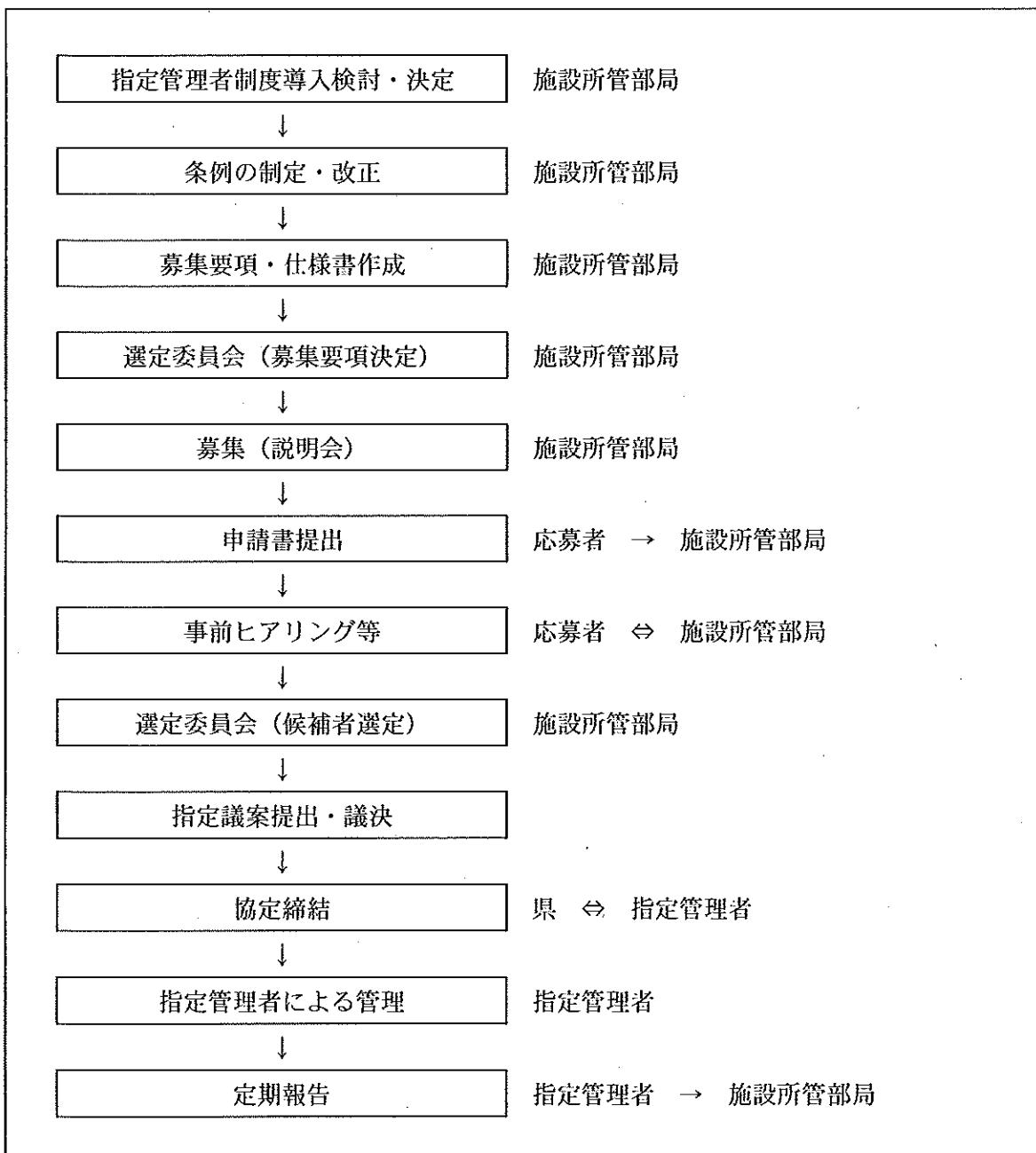
##### ＜ガイドラインの規定事項＞

- ① 趣旨
- ② 制度の概要
- ③ 指定管理者制度導入決定から管理運営までの流れ
- ④ 指定管理者制度導入施設の検討・決定
- ⑤ 指定管理者が行う業務
- ⑥ 指定管理者候補者の選定方法
- ⑦ 指定期間
- ⑧ 指定までの手続き
- ⑨ 引継ぎ
- ⑩ 予算措置
- ⑪ 利用料金制について
- ⑫ 事業報告・調査等
- ⑬ 指定の取消し等
- ⑭ モニタリング等
- ⑮ 情報の公表及び公開
- ⑯ 個人情報の保護
- ⑰ 本ガイドラインの適用時期等

## (2) 指定管理者制度導入から管理運営までの流れ

指定管理者制度導入から管理運営までの流れは、次図のようになっている。基本的には、施設所管部局が、制度導入の検討・決定から、候補者選定、協定締結、定期報告までを実施することになっている。

図1 指定管理者制度導入から管理運営までの流れ



### (3) モニタリングについて

行政改革課は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」（平成20年6月）を作成している。

モニタリングの目的は、次のとおりである。

- ① サービス向上の実施状況や管理運営状況を把握・確認し、より効果的・効率的な管理運営及び利用者へのサービス向上を図る。
- ② 提供されるサービスについて、仕様書及び協定書等で定められた要求水準が充足されているか否かを確認する。
- ③ 指定管理者が提供するサービスが所定の水準を充足していない場合、改善方策を実施する。
- ④ 施設の管理運営状況を県民に広く周知するとともに、施設所管課及び指定管理者において更なる利用サービスの向上を図る。

モニタリングの区分は以下のようになっている。

＜モニタリングの区分＞

区分	実施者又は作成者等	提出先等	実施時期	備考
利用者満足度調査 (利用者アンケート)	施設利用者	指定管理者	随時	集計結果を定期的に施設所管課に報告
事業報告書	指定管理者	施設所管課	毎年度終了後	法第244条の2第7項(義務付け)
定期報告書	指定管理者	施設所管課	定期	
随時報告書等	指定管理者	施設所管課	随時	法第244条の2第10項(できる規定)
実地調査	施設所管課	—	定期・随時	
管理運営状況のまとめ及び評価	指定管理者	施設所管課	毎年度終了後	

(注) 法: 地方自治法

モニタリングの方法としては、利用者満足度調査を必ず実施することとなっている。また、指定管理者は、一定の様式に基づき管理運営状況を所管課に提出し、行政改革課はそれを県ホームページで公表している。

### (4) 基本協定書について

標準的な基本協定書は、行政改革課で作成している。実際の協定書は各施設の状況により異なっている。

基本協定書によれば、指定管理者の責務(第3条)を規定しており、指定管理者の行う業務の範囲については、事業計画書等(第15条)を基本として、